

令和 6 年度

定期監査報告書

松戸市監査委員

目 次

定期監査報告

1 街 づ く り 部	-----	1
2 都 市 再 生 部	-----	5
3 消 防 局	-----	7
4 健 康 医 療 部	-----	9
5 子 ど も 部	-----	13
6 福 祉 長 寿 部	-----	15

松 監 第 2 1 号
令和7年5月15日

松 戸 市 長 本郷谷 健 次 様
松 戸 市 議 会 議 長 渋谷 剛 士 様

松戸市監査委員 関 聡
同 三 好 徹
同 大 谷 茂 範
同 松 尾 尚
(公 印 省 略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

街 づ く り 部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和6年12月3日～令和7年1月29日
監査の対象課	街づくり部 都市計画課、街づくり課、区画整理課、交通政策課、 みどりと花の課、公園緑地課、住宅政策課、建築指導課、 建築審査課、建築保全課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年4月1日～令和6年10月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 委託料の随意契約について ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・都市計画課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・街づくり課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・区画整理課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・交通政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・みどりと花の課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・公園緑地課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・住宅政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

市営住宅の修繕について

修繕については、財務規則で定めた金額を超える場合、2者以上の見積を徴することになっているが、30万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1 (3頁)

(意見)

市営住宅使用料の徴収については、鋭意努力をされているところであるが、引き続き収納率の向上と未収金の解消を目指し、種々の方策を推進されたい。

・建築指導課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・建築審査課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

指定道路データ公開に伴うシステム設定委託について

契約保証金の免除は、財務規則第143条第3項第3号の規定により行うべきところを第6号としていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※2 (下記)

(意見)

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・建築保全課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 松戸市財務規則第138条第1項(随意契約の見積書の徴取等)

予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

(1)~(3)略

(4) 1件の契約でその予定価格が30万円未満の修繕をするとき。

(5)略

※2 松戸市財務規則第143条(契約保証金)

予算執行者は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。

2略

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1)(2)略

(3) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約(工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上)である場合は、この限りでない。

(4)(5)略

(6) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を確実に履行するものと認められるとき。

(7)(8)略

4 予算執行者は、前項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除したときは、当該支出負担行為に関する決議書に前項各号に規定する条項を記載しなければならない。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

街づくり部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

都 市 再 生 部

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和6年12月3日～令和7年1月29日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>都市再生部 松戸駅周辺整備振興課、新庁舎整備課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和5年11月1日～令和6年10月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料の随意契約について <ul style="list-style-type: none"> ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

- ・松戸駅周辺整備振興課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・新庁舎整備課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・松戸駅周辺整備振興課

(指摘の要旨)

相模台地区土地区画整理事業に伴う施行者管理地草刈等業務委託について

単価契約をしているが、支出予定額に誤りがあり、財務規則第143条第1項に規定する契約保証金の金額が、支出予定額の100分の10以上に相当する額ではなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

令和6年度と同委託業務について、一般競争入札へ契約方法の見直しを行い、契約保証金の算定についても、単価に予定数量を乗じて支出予定額を算出することで改善した。

「改善確認済」

消 防 局

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和6年12月3日～令和7年1月30日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>消防局 消防企画課、消防総務課（消防音楽隊含む）、予防課、警防課、 情報通信課、救急課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和6年4月1日～令和6年10月31日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料の随意契約について <ul style="list-style-type: none"> ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・消防企画課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・消防総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・予防課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・警防課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・情報通信課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・救急課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

消防局においては、前年度に指摘事項等はなかった。

健康医療部

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和7年1月7日～令和7年2月13日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>健康医療部 健康医療政策課、健康推進課、予防衛生課、国保年金課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和6年4月1日～令和6年11月30日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料の随意契約について ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・健康医療政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

2024年度版まつど医療機関マップ等作成委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(要望・検討事項)

松戸市医師会交付金について

松戸歯科医師会交付金について

松戸市薬剤師会交付金について

当該交付金は交付要綱に基づき前金払としているが、交付決定から交付までの事務処理に遅れが生じていた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(意見)

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・健康推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・予防衛生課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

予防接種業務委託について

複数の単価を設定した予定価格調書について、単価の記載が誤っているものがあった。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(意見)

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・国保年金課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

保険料の徴収については、鋭意努力をされているところであるが、引き続き市民の理解と協力を求めながら、関係部課と連携し、収納率の向上と収入未済額の減少を目指し、種々の方策を推進されたい。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・予防衛生課

(指摘の要旨)

松戸市新型コロナウイルスワクチン接種券印刷業務委託その2について

財務規則第143条第1項に規定する契約保証金の納付に遅れが生じていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

契約事務について、管理職及び経理主任から課内職員に対し周知を行い、課内において契約事務のチェック体制を強化徹底し、改善した。

「改善確認済」

(指摘の要旨)

新型コロナウイルスワクチン説明書（モデルナ）印刷業務委託について

財務規則第138条第1項の規定では、随意契約に付するときは、2者以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、1者しか見積書を徴していなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

契約事務について、管理職及び経理主任から課内職員に対し周知を行い、課内において契約事務のチェック体制を強化徹底し、改善した。

「改善確認済」

子ども部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年1月7日～令和7年2月13日
監査の対象課	子ども部 子ども政策課、子ども未来応援課、子ども居場所課、 こども家庭センター、幼児教育課、保育課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和5年12月1日～令和6年11月30日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 委託料の随意契約について ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

- ・子ども政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・子ども未来応援課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・子ども居場所課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・こども家庭センター

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・幼児教育課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・保育課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

保育料の徴収については、鋭意努力をされているところであるが、引き続き市民の理解と協力を求めながら、関係部課と連携し、収納率の向上と未収金の解消を目指し、種々の方策を推進されたい。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・保育課

(指摘の要旨)

物品の購入について(令和4年度)

物品の購入については、財務規則で定めた金額を超える場合、2者以上の見積を徴することになっているが、10万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

管理職及び経理主任から財務規則の徹底を周知し、物品の購入の際、経理主任を中心に複数名での確認を徹底することで改善した。

「改善確認済」

福 社 長 寿 部

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和7年1月7日～令和7年2月14日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>福祉長寿部 福祉政策課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、 介護保険課、生活支援課、障害福祉課、指導監査課 健康福祉会館</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○対象期間 令和6年4月1日～令和6年11月30日 ※必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。</p> <p>○共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について <p>○重要リスク項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料の随意契約について <ul style="list-style-type: none"> ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・福祉政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

松戸市総合福祉会館の修繕について

修繕については、財務規則で定めた金額を超える場合、2者以上の見積を徴することになっているが、30万円未満に分割して発注していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1 (17頁)

(指摘事項)

松戸市総合福祉会館自家用電気工作物保安業務委託について

財務規則第136条第1項の規定では指名競争入札の際、入札に参加する者を5者以上指名しなければならないとされているが、4者しか指名していなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※2 (17頁)

・高齢者支援課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(要望・検討事項)

運行アプリ保守等業務委託について

契約内容が同種の随意契約が複数認められた。

今後は、疑義が生じることがないように経済性、効率性を十分考慮した発注方法を検討するよう要望する。

・地域包括ケア推進課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・介護保険課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

介護保険システム訪問調査端末等追加賃貸借(長期継続契約)について

介護保険システム業務端末等追加賃貸借(長期継続契約)について

長期継続契約は、債務負担行為として予算を定めることなく年度を超えて契約を行うことから、解除条項を約款に記載することとされているが、記載されていなかった。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

(意見)

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・生活支援課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・障害福祉課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・指導監査課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・健康福社会館

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 松戸市財務規則第138条第1項(随意契約の見積書の徴取等)

予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴するものとする。

(1)~(3)略

(4) 1件の契約でその予定価格が30万円未満の修繕をするとき。

(5)略

※2 松戸市財務規則第136条第1項(指名競争入札の参加者の指名)

予算執行者は、指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加する者を5人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・生活支援課

(指摘の要旨)

松戸市生活保護システム改修業務委託(医療扶助オンライン資格確認対応(令和5年度実施分))について

財務規則第143条第3項第3号の規定では、契約保証金が免除できる契約を請負契約では300万円未満としているが、当該契約において契約金額が300万円以上であるにもかかわらず、免除していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

(措置報告の概要)

管理職及び経理主任から周知を行い、チェック体制を強化して改善した。

「改善確認済」

定期監査報告書（令和6年度分）

発行月 令和7年5月

編集 松戸市根本387番地の5

松戸市監査委員事務局